

(公 印 省 略)
疾第2 2 5 6 号
平成29年1月27日

各指定医療機関の長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

「生活保護」の階層区分で健康保険を併用している受給者における
特定医療費（指定難病）の兵庫県国民健康保険団体連合会への支払い請求について（依頼）

平素は、本県の難病医療行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき、
厚くお礼申し上げます。

さて、特定医療費の診療報酬請求について、本県の公費負担者番号が「54286026」の生活保護の階層区分の受給者のうち、市町の国民健康保険等の健康保険を併用されている方の場合、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」と言う。）では、生活保護適用の「54286026」の公費負担者番号では、システム上、審査支払いの対応が困難で、一部の該当する受給者の診療等をされた指定医療機関には国保連合会よりレセプトが返戻され、現時点で請求を待っていただいているところです。

本県より、厚生労働省に、この件の対応について照会しておりましたが、1年近く経過した現時点においても、方針は示されていません。

つきましては、特定医療費の生活保護適用の公費負担者番号を持つ医療保険併用の受給者のうち、「国保連合会」へ診療報酬請求を行う場合については、当面の間、別紙（裏面）のとおり取扱いいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本取扱いについては、国保連合会と調整済みである旨を申し添えます。

また、別紙（裏面）の取扱いは、診療報酬請求先が「国保連合会」の場合のみの適用であり、社会保険診療報酬支払基金兵庫支部へ請求する場合は、従前と取扱いは変わりませんので、ご留意ください。

担当	兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 がん・難病対策班（野口）
電話	078-341-7711（内線3232）
FAX	078-362-9474

1 該当例

生活保護の公費負担者番号（兵庫県の公費負担者番号は「54286026」）の医療受給者証を所持しており、市町村国保等に加入し、健康保険と併用で診療報酬請求を「兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」と言う。）」へ行う場合は、診療報酬請求時、以下の取扱いで対応いただきますようお願いいたします。

2 請求の際の取扱い

(1) 公費負担者番号のレセプトへの記載について

患者の所持する医療受給者証の公費負担者番号が「54286026」と記載されており、健康保険と併用で「国保連合会」へ診療報酬請求を行う際には、公費負担者番号を原則適用の番号（「54286018」）と、記載の上、請求してください。（受給者証に記載されている54286026では、レセプトが通りません。）

(2) 入院医療が適用となった際の食事療養費の請求について（入院医療機関のみ）

当該受給者は、医療費の階層区分が「生活保護」であるため、入院時の食事負担及び生活費負担は「0円」となり、受給者が自己負担すべき相当分は全額公費負担となります。

そのため、診療報酬請求時においては、「食事・生活療養費」については、下記例を参照の上、公①の請求欄と標準負担額欄には、「保険」の欄に入る金額と同額を記載してください。

〔記載例〕

入院日数 15 日、食事 45 回の場合

〔入院時食事療養費(I)、(1食 260円※)の場合〕

療養の給付	保	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; display: inline-block;"> 公①欄には、保険の欄に入る金額と同額を記載してください。 </div>	食	保	45	請 求	※ 決 定	(標準負担額)	
	險		事	險	回	28,800	円	円	11,700
	給		生	公	回	28,800	円	円	円
付	活	公	療	回	260	円	円	円	
	養	②	費	回	260	円	円	円	

※特定医療費（指定難病）受給者は1食 260円に据え置き